

公益社団法人群馬県老人保健施設協会役員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人群馬県老人保健施設協会（以下「本会」という）定款第30条第1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益法人認定法」という）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とし、週4日以上本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。ただし、定款第30条第2項に定める費用弁償を除く。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、次に掲げる報酬等を職務執行の対価として、別表に定める常勤役員報酬月額表に基づき支給することができる。

- (1) 報酬
- (2) 役員賞与
- (3) 退職慰労金

2 非常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 常勤理事の報酬月額は、別表に定める常勤役員報酬月額表に基づき、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 常勤監事の月額報酬は、常勤役員報酬月額表に定める範囲内で、監事同士の協議により定めるものとする。
- 3 非常勤役員の報酬は、別表に定める非常勤役員の報酬に定める額とし、当該事実の発生日を含む前後一週間以内に、現金又は本人が指定する銀行口座に振込むものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する報酬は、毎月20日を締切り日とし、25日（支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。）に本人が指定する銀行口座に振込むものとする。

(役員賞与の支給額)

第5条 役員賞与は、毎年7月と12月に各々役員報酬月額の2ヶ月分（各々50万円を上限とする。）を支給することができる。

- 2 前項の役員賞与は、本人が指定する銀行口座に振込むものとする。

(退職慰労金の支給額)

第6条 退職慰労金は、常勤在職期間1年度ごとに、各年度に支給された役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、退職慰労金は50万円を上限とする。

- 2 前項の退職慰労金は、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、定款第29条により解任した者には、支給しない。
- 3 前項に規定する退職慰労金は、死亡により退任した者を除き、本人が指定する銀行口座に振込むものとする。

(金品等贈呈)

第7条 表彰、慶弔及び退職に伴う金品等の贈呈は、20,000円相当のものを上限とするものとする。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、第3条第1項に掲げる報酬等のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

- 2 前項の通勤手当の支給額は、職員給与規則第6条に定めるところを準用する。

(公表)

第9条 本会は、この規則をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、総会の決議により行うものとする。
(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表)

1 常勤役員報酬月額表

(単位：円)

	月額
第1号	100,000
第2号	120,000
第3号	140,000
第4号	160,000
第5号	180,000
第6号	200,000
第7号	220,000

	月額
第8号	240,000
第9号	260,000
第10号	280,000
第11号	300,000
第12号	320,000
第13号	340,000
第14号	360,000

	月額
第15号	380,000
第16号	400,000
第17号	420,000
第18号	440,000
第19号	460,000
第20号	480,000
第21号	500,000

2 非常勤役員の報酬日額

- (1) 公益役員に限り、理事会出席の都度、報酬として一人一律10,000円を支給する。
- (2) 公益監事に限り、監査等の都度、報酬として一人一律10,000円を支給する。